

令和8年度神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金（事業実施・実績報告編）
【よくある問い合わせ】

事業実施時によくある問合せ

No.	問	回答
1	交付決定通知書を受け取ったが、どうすればよいか	事業に着手してください。
2	商品の欠品などで事業計画どおりに勧められない場合、どうすればよいか	変更などの手続きが必要となりますので速やかに事務局へ連絡してください。その際は代替品について見積書を事前に入手していただくとその後の手続きがスムーズになる可能性があります。
3	申請時に希望しなかったが、専門家派遣を受けたい	事務局へ連絡の上で（様式7）専門家派遣申込書を提出してください。
4	発注や申込みする際の注意点はありますか	必ず書面によって契約をおこなってください。
5	納品時の注意点はありますか	納品書を受領してください、また納品先の住所記載も必要ですのでご注意ください。
6	支払時の注意はありますか	支払は銀行振込及び口座振替のみ認められます。銀行振替及び口座振替は、交付決定通知書に記載した申請者名（法人：法人名、個人事業主：個人名）の口座で行ったもののみが対象となります。 また、クレジットカードやデビットカードでの支払いも認めていますが、カード名義及び引落口座名義については申請者名（法人：法人名、個人事業主：個人名）と同一である場合のみ対象とし、利用日が実施期間内で一回払いであり、口座引落しが令和9年3月1日（月）までに行われる場合のみ対象となります。 そのためクレジットカードによる支払いは分割やりボ払い等おこなっている経費やその引落しが令和9年3月2日（火）以降のものについては対象外となります。
7	店頭で購入する場合の注意点はありますか	店頭購入の場合はレシートを保管しておいてください。 また、店頭受取ではなく、後日配送により機械等を受け取る場合は別途納品書が必要となります。
8	ネット通販で購入する場合の注意点はありますか	申込完了メールや購入履歴を残しておいてください。

No.	問	回答
9	サブスクを購入する場合の注意点はありますか	申込画面や申込完了メール等で利用開始日、契約期間、契約者を確認できるようにしておいてください。 実績審査時に上記内容が確認できない場合は対象外となる可能性があります。
実績報告時によくある問い合わせ		
1	実績報告はどのように提出したらよいか	電子申請システムにより報告が可能です。 申請時に利用されたIDによりログイン、報告提出を行ってください。 郵送による提出も可能です。（送付にかかる費用はご負担いただきます）
2	実績報告ではどのような書類の提出が必要ですか	実績様式、添付資料の提出が必要となります。 詳細は公募要領P16～P19を確認してください。
3	県からの補助金を受取るための通帳がネットバンキングでカナ名義が見当たらないのですがどうしたらよいですか	県からの補助金のお支払にはカナ名義が必要となりますのでご提出をお願いします。 各金融機関に問い合わせして確認してください。
4	発注書とはどのようなものか	補助事業に係る契約、発注内容を確認できる書類です。 経費内容、発注金額、発注元及び発注先の事業者名が記載されている必要があります。 サブスク等の場合、申込時の完了メール等で上記の内容を確認できる場合はメールの写しでも構いません。
5	納品書とはどのようなものか	補助事業に係る利用開始や納品等が確認できる書類です。 経費内容、発注元及び発注先の事業者名、納品日付、納品住所、サブスクの場合は利用開始日、契約期間が記載されている必要があります。

No.	問	回答
6	支払書類とはどのようなものか	補助事業に係る経費の支払いを確認できる書類です。（例：銀行振込明細書、通帳の写し等）振込者名義、振込先名義、日付、金額が記載されている必要があります。カード払いの場合にはカード明細と決済口座の通帳の該当部分及び決済口座の名義人ページの提出が必要となります。
7	クレジットカードの支払いについて分割払いしてもいいですか？	分割払い及びリボ払いは認められません。クレジットカードを利用する場合は一回払いのみ認められます。
8	家族カードを利用してよいですか？	カード名義及び引落口座名義が申請者本人のものである場合に限りです。申請者本人名義のカードであっても引落口座が配偶者等、申請者以外の名義の場合は認められません。
9	事業実施の証拠書類とはどのようなものか（ITサービス導入費）	各種システムやソフトウェア、サブスクなどのクラウドサービスについてはシステム名及び利用ユーザー名を確認できるシステム画面の提出が必要です。（例：利用システムのアカウント情報画面等）なお、サブスクの場合には事業完了日時点の利用が確認できる日付入りの画面の提出も必要となります。
10	事業実施の証拠書類とはどのようなものか（HP作成改修費）	作成、改修箇所が分かる画面とURLが必要となります。なお、HPが完成していること及び外部へ公開していることが交付の条件となります。
11	事業実施の証拠書類とはどのようなものか（機械装置等費）	機械装置の全体写真（事業実施場所の背景が確認できるもの）、型番、製造番号が確認できる写真の提出が必要です。また、当該機械装置と紐づくソフトウェア等について当該機械装置にて利用していることを確認できる写真の提出が必要となります。（例：会計ソフトとパソコンを申請していた場合、会計ソフトをパソコンで利用していることが確認できる写真）

No.	問	回答
12	実績報告の送付後の補助金交付時期を教えてください	書類が揃ってから2カ月程度かかります。締切間際は大変込み合いますのでよりお時間をいただく可能性があります。事業完了後は速やかに実績報告の提出をお願いします。
13	事業計画に変更が生じた場合はどうしたらよいか	事業計画に変更が生じた場合は速やかに事務局まで連絡してください。